



建災防高志収第35号
令和4年11月21日

会 員 各 位

建設業労働災害防止協会福井県支部高志分会
分会長 松田 哲郎



墜落災害防止のための対策強化について

平素より、当分会の業務運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ところで、今般、令和4年11月21日付け福井労働基準監督署長から別添のとおり通知があったところです。

福井労働基準監督署管内における本年の死亡災害については、5名（10月末速報値）の方の尊い命が失われる結果となっています。昨年1年間の4名を上回っており、大変憂慮すべき事態です。

特に、令和3年度以降の死亡災害9件中3件は墜落災害であり、いずれも、最も基本的な労働災害防止対策である墜落防止措置が講じられないまま作業したことが原因となっています。

屋根工事や設備工事をはじめとする各高所作業においては、手すりの設置や、墜落制止用器具を使用できる環境が整わないまま、作業を行わせることのないよう作業方法を再確認する必要があります。これ以上尊い命が失われることは何としても避けなければなりません。

つきましては、「墜落防止措置の緊急自主点検」として、現場における確認事項をチェックリスト化していますので、ご活用ください。

この機会に、今一度安全衛生対策について見直し、事業者と労働者が一体になり、各事業所にて安全パトロール等の実施を行い、今般の労働災害の防止に適切に取り込んでいただきますようお願い致します。

福井基署発 1121 第1号
令和4年 11月 21日

建設業労働災害防止協会
福井県支部 高志分会長 殿

福井労働基準監督署長



墜落災害防止のための対策強化について

日頃より、労働基準行政の運営に厚い御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福井労働基準監督署管内における本年の死亡災害については、5名(10月末速報値)の方の尊い命が失われる結果となっています。これは、昨年1年間の4名を上回っており、大変憂慮すべき事態です。

特に、令和3年以降の死亡災害9件中3件(1/3)は墜落災害であり、いずれも、墜落防止措置が講じられないまま作業したことが原因となっています。

屋根工事や設備工事をはじめとする各高所作業においては、手すりの設置や、墜落制止用器具を使用できる環境が整わないまま、作業を行わせることのないよう作業方法を再確認する必要があります。

つきましては、施工者のみならず、注文者を含め、各高所作業について墜落防止措置を講じる必要があることを広く周知するため、別添のリーフレットを作成しました。リーフレット裏面には、「墜落防止措置の緊急自主点検」として、現場における確認事項をチェックリスト化していますので、御活用につきまして、貴会員へ配布する等、労働災害防止に御協力お願い申し上げます。

福井労働基準監督署

安全衛生課 加藤・尾崎

〒910-8542

福井市開発 1-121-5

TEL 0776-54-6827

